

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第4回)

審議事項 第1号

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備について

旭川市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 (令和5年度第4回)

審議事項 第1号

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護
保険事業計画における施設整備について

1 はじめに

- 旭川市は全国・全道より高齢化率が高い
- 今後も高齢化率，認定率増の見込

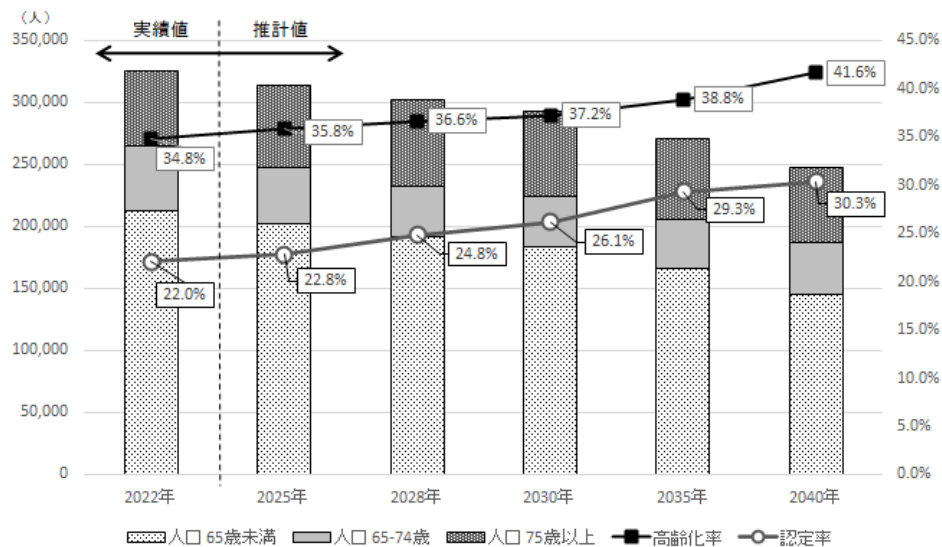
在宅生活が困難な高齢者，家族介護者等の支援のため，
第9期計画（R6-R8）における施設整備を検討

【高齢化率（R2国勢調査）】

	高齢化率
旭川市	34.6%
札幌市	27.8%
函館市	36.0%
全国平均	28.6%
全道平均	32.1%

【高齢者人口の推移と推計】

	2022年 (R4)	2025年 (R7)	2028年 (R10)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
人口	325,039	313,716	301,451	292,888	270,598	247,636
65歳未満	211,876	201,484	191,168	183,842	165,495	144,592
65-74歳	52,866	45,789	41,218	40,270	39,938	42,631
75歳以上	60,297	66,443	69,065	68,776	65,165	60,413
高齢者人口	113,163	112,232	110,283	109,046	105,103	103,044
高齢化率	34.8%	35.8%	36.6%	37.2%	38.8%	41.6%
認定率	22.0%	22.8%	24.8%	26.1%	29.3%	30.3%



※ 高齢者人口のピークはR4，75歳以上のピークはR10

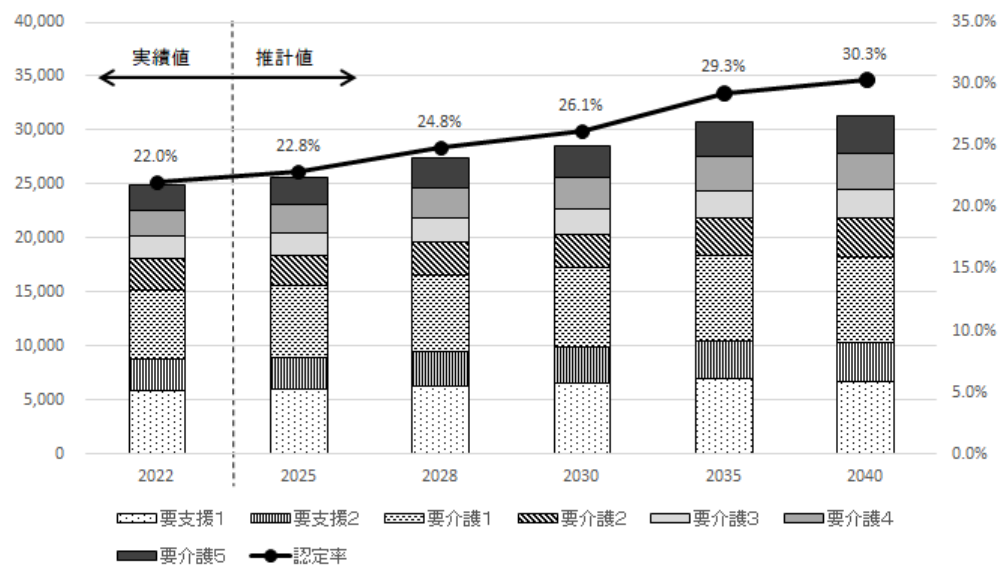
2 基礎データ

i) 認定者数と認定率の推移と推計

- 認定者数，認定率は増え続ける推計
- 要介護3～5の重度者も増える

【認定者数と認定率の推移と推計】

	2022年 (R4)	2025年 (R7)	2028年 (R10)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
認定者数	24,907	25,632	27,368	28,510	30,774	31,242
要支援1	5,842	5,937	6,322	6,587	6,944	6,740
要支援2	2,873	2,966	3,151	3,276	3,537	3,520
要介護1	6,468	6,646	7,080	7,359	7,951	7,995
要介護2	2,941	2,842	3,023	3,152	3,433	3,559
要介護3	2,093	2,106	2,248	2,346	2,537	2,648
要介護4	2,322	2,572	2,769	2,894	3,192	3,428
要介護5	2,368	2,563	2,776	2,896	3,180	3,352
認定率	22.0%	22.8%	24.8%	26.1%	29.3%	30.3%



2 基礎データ

ii) 介護保険施設等の施設数・定員

(令和5年4月1日現在)

- 介護保険施設等は計415施設、定員11,193人
- 介護療養型医療施設という種別は令和5年度末の廃止が決定しており、1施設（定員10人）は指定辞退済み、1施設（定員49人）は介護医療院への転換意向がある
- 本市は住宅型有料老人ホームが最も多い

種別	施設数	定員
特別養護老人ホーム（地域密着型含む）	25	1,498
介護老人保健施設	11	922
介護療養型医療施設	2	59
介護医療院	4	195
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	81	1,319
有料老人ホーム	270	6,316
介護付有料老人ホーム	21	797
住宅型有料老人ホーム	243	5,394
健康型有料老人ホーム	6	125
サービス付き高齢者向け住宅	22	884
介護付	3	233
一般	19	651
合 計	415	11,193

2 基礎データ

iii) 入所状況等

- 介護保険施設等の整備量を検討するため、施設の入所者数、入所申込者数等を調査

調査対象	調査名	調査内容
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	老人福祉施設等入所状況調査	定員，入所者数等
	特別養護老人ホーム入所申込者状況調査	入所申込者数，入所申込者の居所等 ※死亡者・不明者・複数施設申込による重複・市外・同一種別施設での待機者を除く
介護老人保健施設	介護老人保健施設における入所申込状況等調査	定員，入所者数，入所申込者数等
介護医療院	介護療養型医療施設 移行予定等の状況確認調査	介護療養型医療施設の他施設への移行予定等
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護事業所における入所申込状況等調査	定員，入居者数，入居申込者数等
特定施設入居者生活介護	第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における特定施設入居者生活介護事業所の創設・転換希望調査	第9期計画における特定施設入居者生活介護の創設・転換希望の有無，整備床数等

3 第9期計画における整備方針

i) 特別養護老人ホーム

【サービス概要】

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護，機能訓練，健康管理，療養上の世話などが受けられます。原則，要介護3以上の方を対象としています。

【入所状況】

時点	施設数	定員	入所者数	空床数	入所率
R5.4.1	25	1,498	1,391	107	92.9%
R4.4.1			1,421	77	94.9%
R3.4.1			1,365	133	91.1%
R2.4.1	24	1,398	1,350	48	96.6%
H31.4.1			1,333	65	95.4%

- R3.3.1に定員100人の施設を創設
- R3.4.1は創設直後の施設の空床が多い
- R5.4.1時点の**空床数107**

3 第9期計画における整備方針

i) 特別養護老人ホーム

【入所の必要性が高い待機者数の推計】

項目	R4.4.1時点			
	要介護3	要介護4	要介護5	計
要介護認定者数	2,073	2,346	2,287	6,706
入所申込者数	49	73	73	195
このうち、 入所の必要性が高い入所申込者数	16	29	31	76
申込み1年以内の在宅者	7	10	7	24
医療機関入院者	9	19	24	52
申込みから1年を超える在宅者、他施設に入所中の者等	33	44	42	119
要介護認定者数のうち、 入所の必要性が高い入所申込者数の割合 A	0.772%	1.236%	1.355%	1.133%

項目	第9期計画末年度 (R8)			
	要介護3	要介護4	要介護5	計
第9期計画末年度 (R8) の要介護認定者数 (推計値) B	2,150	2,644	2,656	7,450
第9期計画末年度 (R8) における 必要性が高い入所申込者数 A × B	17	33	36	86

- R4.4.1時点の入所の必要性が高い入所申込者数は**76**

- 第9期計画末年度のR8は**86**に増える推計

入所の必要性が高い入所申込者数 < 空床数

第9期計画は現状を維持

3 第9期計画における整備方針

ii) 介護老人保健施設

【サービス概要】

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。ケアプランに基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

【入所状況】

時点	施設数	定員 ※1	入所者数	空床数	入所申込者数 ※2
R5.4.1	11	922	809	113	57
R4.4.1			815	107	64
R3.4.1			833	89	35
R2.4.1			850	72	55
H31.4.1			856	66	62

※1 R5.10.1から定員変更した施設があり、現在は定員882

※2 同一人物の重複は除いていない。

- 入所者数は新型コロナウイルス流行後減少
- 流行前のH31.4.1 空床数 > 入所申込者数
- R5.4.1時点 空床数113 > 入所申込者数57

第9期計画は現状を維持

3 第9期計画における整備方針

iii) 介護医療院

【サービス概要】

日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。長期的な医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者等を対象にしています。

【施設数・定員の推移】

時点	施設数	定員	対前年度増減
R5年度末 ※	5	244	49
R4年度末	4	195	0
R3年度末	4	195	49
R2年度末	4	146	60
R1年度末	3	86	

※残りの介護療養型医療施設が介護医療院に転換した場合

- 介護療養型医療施設という種別が令和5年度末に廃止することから、介護医療院へ転換してきた
- 残りの介護療養型医療施設1施設（定員49人）も転換意向あり

第9期計画は現状を維持

3 第9期計画における整備方針

iv) 認知症対応型共同生活介護

【サービス概要】

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す事業です。

【入居状況】

時点	施設数	定員	入居者数	空床数	入居率	入居申込者数 ※2
R5.4.1	81	1,319	1,232	87	93.4%	60
R4.4.1	81 ※1	1,316 ※1	1,243	68	94.7%	56
R3.4.1	82 ※1	1,334 ※1	1,282	52	96.1%	89
R2.4.1	83	1,352	1,301	51	96.2%	97
H31.4.1	83	1,352	1,309	43	96.8%	95

※1 休止を除く。

※2 同一人物の重複は除いていない。

- R5.4.1時点の定員1,319
- 第8期計画（R3-R5）は定員1,428まで整備予定
- R5.4.1時点
空床数87 > 入居申込者数60

第9期計画は現状を維持

3 第9期計画における整備方針

v) 特定施設入居者生活介護

【サービス概要】

介護付有料老人ホーム、介護保険の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

【施設数・定員の推移】

時点	施設数	定員	対前年度増減
R5年度末	24	1,230※2	200
R4年度末	24	1,030	31
R3年度末	24	999	0
R2年度末	24	999	159
R1年度末	21	840	

※1 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。

※2 定員は第8期計画の計画値

- 令和3・4年度は既存の住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅から介護付有料老人ホームへの転換、令和5年度は新規創設も加えて募集
- 第8期計画（R3-R5）は定員1,230まで整備予定

3 第9期計画における整備方針

v) 特定施設入居者生活介護

- 本市は住宅型有料老人ホームが多く、併設する訪問介護事業所のサービス等で要介護者の受け皿となるケースが多い
- 要介護者の増が見込まれるところ、人員基準、設備基準等がある介護付き有料老人ホームの増床も望ましい

【有料老人ホームの内訳】

種別	施設数	定員
有料老人ホーム	270	6,316
介護付有料老人ホーム	21	797
住宅型有料老人ホーム	243	5,394
健康型有料老人ホーム	6	125

	介護付き有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
許認可の有無	都道府県又は市町村による指定	都道府県等への届出
指導監督権限	右記に加え、介護保険法に基づく勧告、改善命令、指定取り消し等	老人福祉法に基づく改善命令、業務停止命令等
介護サービスの利用・報酬体系	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスをホームが直接提供 ・介護報酬はホームに包括報酬で支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスを受けたい場合は、別途外部のサービス事業所と個別契約し利用 ・介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払い
主な人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者－1人 ・生活相談員－ 要介護者等：生活相談員＝100：1 ・看護・介護職員－ 要支援者：看護・介護職員＝10：1 要介護者：看護・介護職員＝3：1 ・機能訓練指導員－1人以上 ・計画作成担当者－介護支援専門員 1人以上 	<p>法令上の規定はないが、標準指導指針（局長通知）にて下記の職員の配置を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置すること。 ・介護サービスを提供する場合は、提供するサービスの内容に応じ、要介護者等を直接処遇する職員については、<u>介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること</u>等
主な設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護居室：原則個室、プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ、地階に設けない等 ・一時介護室：介護を行うために適当な広さ ・浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える ・食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ ・施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造 	<p>法令上の規定はないが、標準指導指針（局長通知）において、下記の職員の配置を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般居室、介護居室、一時介護室 ：個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上等 ・浴室、洗面設備、便所について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるような適当な規模及び数を設けること ・介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、幅は原則1.8メートル以上等

3 第9期計画における整備方針

v) 特定施設入居者生活介護

【第9期計画の創設・転換希望】

種別	事業所数	定員
創設	2	140
有料	1	80
サ高住	1	60
転換	3	84
有料	3	84
サ高住	-	-

(創設転換希望調査の結果)

- 創設希望 2事業所, 定員140人
※創設希望のうち, 令和5年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者に応募済みの事業所を除く
- 転換希望 3事業所, 定員84

人員の確保, 設備の整備等, 事業者の整備意向や実現可能性等の影響が大きいため, 回答を得た希望床数も踏まえて整備床数を定める

第9期計画は創設・転換を問わず, 224床を整備

4 まとめ

種別	第9期末 定員数	第8期末 定員数 (見込)	増減
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	1,498	1,498	-
介護老人保健施設	882	882	-
介護医療院	244	244	-
認知症対応型共同生活介護	1,428	1,428	-
特定施設入居者生活介護 (有料+サ高住のみ)	1,454	1,230	224